

調達管理番号：20a00319

国名：ナイジェリア国

担当部署：ガバナンス・平和構築部 平和構築室

案件名：ナイジェリア北東部支援に向けた情報収集・確認調査（平和構築
アセスメント）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：平和構築アセスメント
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年10月下旬から2021年3月
- (2) 業務 M/M：現地 1.17M/M、国内 1.15M/M、合計 2.32M/M
- (3) 業務日数：

・国内準備 10日、第1次現地業務 26日、第1次国内業務
8日、第2次現地業務 9日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月5日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2020年8月18日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	平和構築アセスメント／政治・社会 状況調査に係る各種業務
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

ナイジェリア北東部地域では、2002 年、ナイジェリア北部にイスラム国家を設立することを目的にイスラム過激派組織「ボコ・ハラム (Boko Haram)」が結成された。ボコ・ハラムとはハウサ語で「西欧式の教育は罪である」との意味を有し、正式名称は「宣教及びジハードを手にしたスンニ派イスラム教徒としてふさわしき者たち (Jama'atu Ahlu-Sunna Lidda'awati Wal-Jihad)」である¹。同国では、南部と北部で代表を交互に大統領に選出する地域輪番制を巡る議論が繰り返されてきたが、2003 年に南部出身オバサンジョ大統領が 2 期目の大統領職に就いたことを機に、ボコ・ハラムが初の暴力行為として警察官を襲撃し、反政府組織としての活動を本格化させた。当初は、警察、軍、警備関係といった政府関係者及び施設を主な攻撃対象としたが、2012 年以降、外国人の誘拐及び殺人、政府・軍に協力的な地元の民間人への報復、学校に対する攻撃を活発化させたこ

¹ 出典：公安調査庁 (http://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/africa/boko_haram.html)

とにより、2013年には、非常事態宣言が北東部3州（ボルノ州、ヨベ州、アダマワ州）及びその周辺の州に発出され、また同組織は米国によって国際テロ組織として指定された。

2015年のブハリ大統領就任以降、ナイジェリア政府と近隣諸国（カメルーン、チャド、ニジェール）共同による掃討作戦が実行され、ボコ・ハラムは占拠地の多くを失ったが、一般市民を標的とした自爆テロ等は現在もなお継続されている。

ボコ・ハラムによるテロにより、同国では北東部地域を中心に紛争の影響を受けたことから、当該地域の早期復興が喫緊の課題となっている。北東部3州及び周辺州ではボコ・ハラムによるテロ頻発の結果、270万人を超える国内避難民が発生している（2020年4月時点）。国内避難民への支援に加え、国内避難民を受け入れているホスト・コミュニティ及び治安改善により帰還する住民に対する支援も重要であり、帰還先の農地の回復、生計手段の確保、平和維持に向けた関係機関の能力強化等が求められている。資金不足が深刻であり、ナイジェリア政府はドナー及び国際機関に対する継続的な支援を要請している。

JICAでは、「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック（2017年2月）」に基づき、紛争終結の兆しを受けて支援開始・再開が見込まれている時、または政治・治安情勢が悪化した時など、協力展開の意義やタイミングの見極め、支援内容の検討に活用するための状況把握の一環として、Peacebuilding Needs and Impact Assessment（以下「PNA」という）を実施・更新することとしている。本調査では、ナイジェリアの政治・治安情勢、北東部の現状、同国のボコ・ハラム対策に係る体制、復興の取り組み等を確認・分析すると共に、今後の協力方針等の検討に資する情報の収集・分析、事業実施に際し留意が必要な紛争予防配慮事項等を整理することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、「10（2）参考資料」に記載の「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック」の内容を十分に把握の上、主に以下の調査項目について、業務を実施し、報告書の作成を支援する。調査項目について他に案があればプロポーザルにて提案すること。なお、JICAの安全対策上、北東部の各州への立ち入りは制限されているため、現地調査はアブジャにおける遠隔調査を前提とする。ナイジェリア国内において移動制限がなければ、北東部の政府関係者をアブジャに招いての調査実施を想定するが、アブジャへの移動が不可能な場合は、遠隔での調査となる。これを踏まえて、調査計画を立案すること。

【調査項目（案）】

- ナイジェリア国の政治、治安、社会、経済状況の変遷（新型コロナウイルスの影響分析含む）
- ナイジェリア国の行政制度
- ボコ・ハラム対応に係るナイジェリア国の方針・実施体制

- ボコ・ハラムによる難民、国内避難民（IDP: Internally Displaced Persons）の状況
- 近隣諸国（カメルーン、チャド、ニジェール）によるボコ・ハラム対応の取り組み
- 国際社会のボコ・ハラム影響地域に対する支援動向（二国間援助機関、国際機関、NGO等）
- ステークホルダー（国・地域レベル）の動向及びステークホルダー間の関係性
- 北東部3州の基本情報
- 北東部3州のボコ・ハラム被害状況
- 北東部3州の州政府・自治体のボコ・ハラム対応の方針、実施体制、取り組み状況
- 連邦政府と地方政府の関係性
- 北東部以外の地域における紛争の概略
- 不安定要因及び安定要因
- ボコ・ハラムの武力紛争や北東部の治安情勢等に関する今後の想定
- 新型コロナウイルス発生後の状況及び支援ニーズ
- ナイジェリア北東部におけるJICAの支援可能性（地方行政分野）
- JICA事業実施上の留意事項

（1）国内準備期間（2020年10月下旬）国内：10日

- ①現地調査における調査手法、調査地域、日本国内・現地ヒアリングを行う関係機関等を検討し、現地調査計画（案）（和文・英文）（質問票含む）及び「業務完了報告書（PNA含む）」の目次（案）を作成する。
- ②以下ア）、イ）及びウ）の作業により、調査事項に関する最新状況を確認し、ナイジェリア国における協力を行うための基礎情報を整理する。
 - ア）関連分野（北東部支援及びIDP支援）において当機構が実施した調査・事業等のレビュー
 - イ）国内で入手可能な資料（各種書籍、学術論文、UNDP等関連ウェブサイト等）からの情報収集
 - ウ）日本国内のナイジェリア国研究者・有識者及びナイジェリア国内の関係

者からの（テレビ会議等による）聞き取り

※JICAが提供する関係者リストに基づき、ヒアリング先の調整は業務従事者にて対応する。なお、ヒアリング先について候補があれば、プロポーザルにて候補者リスト及び連絡可否を提案すること。

③JICA本部で実施される本件に係る各種打合せに出席する。

(2) 第1次現地派遣期間（2020年11月）現地：26日

現地調査計画に基づき、現地調査を実施し、北東部3州の現状、他地域の紛争概要及びナイジェリア国の体制等を把握するとともに、上記調査事項を分析する。

- ① 現地調査計画に基づき、JICAナイジェリア事務所と打合せを行う。
- ② 現地調査計画に基づいて、各機関（中央政府、北東部3州の行政官、ドナー(UNDP、UNWOMEN等)、NGO等）の面談調査、及びアブジャ近郊のIDPキャンプの調査を実施する。
- ③ 新聞他現地メディア等から情報を収集する。
- ④ 各機関との面談記録及び現地調査報告書の簡易版（和文）を作成する。
- ⑤ 調査記録及び現地で収集した情報を整理し、調査事項を分析する。
- ⑥ JICAナイジェリア事務所に調査結果の報告を行う。

(3) 第2次国内作業期間（2020年12月）国内：8日

- ① 第1次現地調査報告書（和文）を作成する。
- ② 第2次現地派遣（下記（4）③）での北東部3州の行政官との面談用として、調査結果の英文サマリーを作成する。
- ③ JICA本部で実施される帰国報告会及び打合せに出席し、調査結果を報告の上、第1次現地調査報告書（和文）、及び英文サマリ－の記載内容、「業務完了報告書（PNA含む）」（和文）の骨子（案）について協議を行う。
- ④ 監督職員と協議の上、第2次現地調査において現地ヒアリングを行う関係機関、追加の調査項目等を検討し、現地調査計画（案）（和文・英文）（質問票含む）を作成する。なお、第2次現地派遣では、第1次現地派遣期間に調査対象に含まなかった各機関、または追加で確認が必要な事項等を主な調査内容とする。
- ⑤ JICA本部で実施される本件に係る各種打合せに出席する。

(4) 第2次現地派遣期間（2021年1月～2021年2月）現地：9日

- ① 上記（3）③で作成した修正版現地調査計画案に基づいてJICAナイジェリア事務所と打合せを行い、必要に応じて現地調査日程の最終調整を行

う。

- ② 修正版現地調査計画に基づいて、各機関の面談調査を実施する。
- ③ 北東部3州の行政官と面談し、上記（3）②で作成した第1次現地派遣での調査結果を共有し、同調査結果のフィードバックを得るとともに支援ニーズ等に関して意見聴取を行う。
- ④ 各機関との面談記録及び現地調査報告書の簡易版（和文）を作成する。
- ⑤ 調査記録及び現地で収集した情報を整理し、調査事項を分析する。
- ⑥ JICAナイジェリア事務所に調査結果の報告を行う。

（5）帰国後整理期間（2021年2月）国内：5日

- ① 調査記録及び現地で収集した情報を整理し、第2次現地調査報告書（和文）を作成する。
- ② 全調査結果を統合、分析する。
- ③ JICA本部で実施される帰国報告会及び打合せに出席し、調査結果を報告の上、「業務完了報告書（PNA含む）」（案）の記載内容について協議を行う。
- ④ 分析結果並びに打合せ結果に基づいて、「業務完了報告書（PNA含む）」（和文及び英文サマリー）（案）を作成する。
- ⑤ 「業務完了報告書（PNA含む）」（案）（和文及び英文サマリー）、及び面談録を最終化する。

※（ ）内の調査時期は現時点における想定であり、今後、現地情勢等を勘案して決定する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は（4）とする。

- （1） 現地調査計画（和文）
 - ・ 本契約による業務内容を関係者と共有するために作成。
 - ・ 業務の具体的内容、業務完了報告書目次、質問票（案）、現地調査計画概要（英文）等を記載。
 - ・ 電子データにて提出すること。
- （2） 第1次現地調査報告書（和文）
 - ・ 関係者に現地調査結果を共有するために作成。
 - ・ 結果概要（和文・英文）、面談録、第2次現地業務方針等を含む。
 - ・ 電子データにて提出すること。

- (3) 第2次現地調査報告書（和文）
 - ・関係者に現地調査結果を共有するために作成。
 - ・結果概要（和文・英文）、面談録等を含む。
 - ・電子データにて提出すること。
- (4) 業務完了報告書（和文）
 - ・PNA 含む現地調査結果を取り纏めた業務完了報告書（案）。
 - ・面談録、業務完了報告書概要（和文）、センシティブな内容を除いた報告書要約（和文・英文）を含む。なお、報告書要約（英文）はナイジェリア関係機関への配布用とする。
 - ・電子データにて提出すること（Word 等編集が可能なファイル形式及び PDF）。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アブジャ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

上記7. 業務の内容に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は上記2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制する目的で、現在ナイジェリアへの渡航制限措置が取られています。新型コロナウイルス感染症及び治安上の制約等により、上記現地業務期間に亘り同措置が継続する見通しが濃厚となる場合は、現地調査開始時まで、双方協議の上、①現地業務を国内業務に振替える（国内振替ケース）或いは②渡航制限措置が緩和されるまで現地業務を延期する（延期ケース）こととします。いずれのケースでも、所定の成果を達成することを前提とします。コン

サルタントは、プロポーザルにおいて、契約開始後に上記①のケースとなることも想定して、現地業務を国内業務に振替えて実施する具体的な方法についても提案するようにしてください。その際、M/Mについては、現地業務分に相当する量を国内業務に充当することとします。また、上記②の場合、現地渡航日程は、JICA 及びコンサルタント双方の協議により調整することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：ナイジェリア事務所が対応（第1次・第2次の現地業務の到着時及び出発時_警護警官手配を含む）。

イ) 宿舎手配：ナイジェリア事務所が対応。

ウ) 車両借上げ：ナイジェリア事務所が対応（警護警官手配を含む）。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：ナイジェリア事務所が対応。

カ) 執務スペースの提供：宿舎にて作業を行っていただき、打合せ等が必要な場合は適宜ナイジェリア事務所を訪問してください。

キ) その他：携帯電話はナイジェリア事務所にて貸与します。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下資料を別紙「参考資料リスト」より確認すること。

提供資料：ア)「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック(2017年2月)」
ナイジェリア北東部関連資料

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 能力強化研修「平和構築・復興支援—紛争影響国における事業マネジメントサイクルの実践—」を受講していることが望ましい。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 英語の報告書では、政府や政治家の動向等に関する機微な情報の記載はしないよう配慮願います。
- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑦ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

参考資料リスト

1. 「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック(2017年2月)」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq00002lp94v-att/pna_manual_201702.pdf

2. ナイジェリア北東部関連資料

- (1) Buhari Plan for Rebuilding the North East (2016)
<https://www.refworld.org/pdfid/5b42ec184.pdf>
- (2) Economic Recovery and Growth Plan (2017-2020)
https://nigeriaembassygermany.org/mosaic/M_userfiles/Economic-Recovery-Growth-Plan-2017-2020.pdf
- (3) UN Sustainable Development Partnership Framework (2018-2022)
https://en.unesco.org/sites/default/files/unsdpf_2018-2022_nigeria.pdf
- (4) Humanitarian Response Strategy (2019-2021)
<https://reliefweb.int/report/nigeria/nigeria-humanitarian-response-strategy-2019-2021-january-2019-december-2021-december>
- (5) Humanitarian Response Plan Nigeria (2020)
<https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/nigeria/humanitarian-response-plan>
- (6) 2019 Multi-sectoral needs assessment (NSNA)
<https://reliefweb.int/report/nigeria/2019-nigeria-multi-sector-needs-assessment-november-2019>
- (7) Nigeria: HRP Addendum COVID-19 Response Plan
<https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/nigeria/document/nigeria-2020-hrp-addendum-covid-19-response-plan>
- (8) Humanitarian Need Overview (HNO)
<https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/nigeria/document/nigeria-2020-humanitarian-needs-overview>
- (9) North-East Nigeria Recovery and Peace Building Assessment
<http://documents.worldbank.org/curated/en/542971497576633512/Synthesis-report>
(Synthesis Report)
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/25779/110424-v3-WP->

[NorthEastNigeriaRecoveryandPeaceBuildingAssessmentVolumellweb-PUBLIC-Volume-3.pdf?sequence=1&isAllowed=y](#) (State Report)